

平成 29 年 度

下関市一般会計及び特別会計歳入歳出  
決算並びに基金運用状況審査意見書

下 関 市 監 査 委 員



下 監 第 5 6 7 号  
平成 3 0 年 8 月 2 8 日

下関市長 前 田 晋 太 郎 様

下関市監査委員	小	野	雅	弘
同	大	賀	一	慶
同	木	本	暢	一
同	山	下	隆	夫

平成 2 9 年度下関市一般会計及び特別会計歳入  
歳出決算並びに基金運用状況審査意見について

地方自治法第 2 3 3 条第 2 項及び第 2 4 1 条第 5 項の規定により審査に付された平成 2 9 年度下関市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算及び証書類その他政令で定める書類並びに基金運用状況調書を審査したので、その結果について次のとおり意見を提出します。

# 目 次

1	審 査 の 対 象	1
2	審 査 の 要 領	2
3	審 査 の 期 間	2
4	監 査 委 員 の 除 斥	2
5	審 査 の 結 果	2
6	決 算 の 総 括	4
	(1) 決 算 状 況	4
	(2) 決 算 収 支 状 況	5
	(3) 普 通 会 計 に お け る 財 政 状 況	6
7	一 般 会 計	21
	(1) 決 算 収 支 状 況	21
	(2) 歳 入	22
	(3) 歳 出	46
8	特 別 会 計	64
	(1) 決 算 収 支 状 況	64
	(2) 港 湾 特 別 会 計	66
	(3) 臨 海 土 地 造 成 事 業 特 別 会 計	72
	(4) 渡 船 特 別 会 計	77
	(5) 市 場 特 別 会 計	82
	(6) 国 民 健 康 保 険 特 別 会 計	88
	(7) 土 地 取 得 特 別 会 計	97
	(8) 観 光 施 設 事 業 特 別 会 計	101
	(9) 漁 業 集 落 環 境 整 備 事 業 特 別 会 計	107
	(10) 介 護 保 険 特 別 会 計 介 護 保 険 事 業 勘 定	111
	(11) 介 護 保 険 特 別 会 計 介 護 サ ー ビ ス 事 業 勘 定	119
	(12) 農 業 集 落 排 水 事 業 特 別 会 計	123
	(13) 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 特 別 会 計	128
	(14) 後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計	133
	(15) 市 立 市 民 病 院 債 管 理 特 別 会 計	139
	(16) 公 債 管 理 特 別 会 計	143

9 財産に関する調書 .....	146
10 基金の運用状況 .....	152
む す び .....	157
資料（目次） .....	163

## 凡 例

- 1 特に断りのない限り歳入決算額及び収入済額は、過誤納金還付未済額を含んだ金額となっている。
- 2 表示単位未満の数値は、四捨五入を原則としている。
- 3 P（ポイント）は、パーセンテージ間の単純差し引き数値である。
- 4 各表中及び各グラフ中、表示単位未満の数値は四捨五入したため、内訳の計と総数が合わない場合がある。
- 5 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
  - 空欄 ... 該当数値がないもの
  - 「0」又は「0.0」... 算出により零となるもの又は該当数値はあるが単位未満のもの
  - 「-」... 算出不能なもの
  - 「 」... 減少又は赤字（マイナス）



# 平成 29 年度下関市一般会計及び特別会計 歳入歳出決算並びに基金運用状況の審査意見

## 1 審査の対象

地方自治法第 233 条第 2 項の規定により審査に付された平成 29 年度における次の「(1)対象会計」に掲げる下関市各会計に係る歳入歳出決算書並びにその附属書類である歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書並びに証書類を審査し、併せて同法第 241 条第 5 項の規定により審査に付された、次の「(2)対象基金」に掲げる特定の目的のために定額の資金を運用するための基金の運用状況を示す書類について審査した。

### (1) 対象会計

- ア 下関市一般会計
- イ 下関市港湾特別会計
- ウ 下関市臨海土地造成事業特別会計
- エ 下関市渡船特別会計
- オ 下関市市場特別会計
- カ 下関市国民健康保険特別会計
- キ 下関市土地取得特別会計
- ク 下関市観光施設事業特別会計
- ケ 下関市漁業集落環境整備事業特別会計
- コ 下関市介護保険特別会計介護保険事業勘定
- サ 下関市介護保険特別会計介護サービス事業勘定
- シ 下関市農業集落排水事業特別会計
- ス 下関市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計
- セ 下関市後期高齢者医療特別会計
- ソ 下関市市立市民病院債管理特別会計
- タ 下関市公債管理特別会計

## (2) 対象基金

- ア 下関市奨学基金
- イ 下関市土地開発基金
- ウ 県収入証紙購入基金
- エ 下関市簡易郵便局郵便切手等購入基金

## 2 審査の要領

### (1) 平成29年度下関市一般会計及び特別会計決算の決算審査に当たっては、

地方自治法第233条第1項及び同法施行令第166条等の規定によって作成された歳入歳出決算書及びその附属書類が関係法令に準拠して作成され、その計数が正確であるか。

予算執行及びその他関連する事務が適正な手続きによって処理されているか。

などについて総合的に審査を行った。

### (2) 地方自治法第241条第5項の規定によって作成された基金運用状況調書について、その

計数は正確か、会計事務は適正な手続きによって処理されているか等について審査した。

## 3 審査の期間

平成30年7月13日から平成30年8月9日までの28日間

## 4 監査委員の除斥

地方自治法第199条の2の規定により、総務部の所管事項に係る決算審査について、小野雅弘監査委員を除斥した。

## 5 審査の結果

### (1) 平成29年度下関市一般会計及び特別会計決算の決算審査の結果は、

審査に付された各会計の歳入歳出決算書及びその附属書類は、いずれも地方自治法その他関係法令に準拠して作成されており、かつ、記載された計数は、関係諸帳簿と符合し、正確であるものと認められた。

予算執行及びその他関連する事務処理については、おおむね適正に処理されているものと認められた。



- (2) 基金の運用状況を示す書類については、その計数は関係諸帳簿と符合し、会計事務も適正に処理されているものと認められた。
- (3) 各会計の予算の執行状況等及び基金の運用状況に係る審査結果及び意見については、次に述べるとおりである。

## 6 決算の総括

### (1) 決算状況

平成29年度における一般会計及び特別会計の決算額は、予算現額 2,336億1,992万7,154円に対し、

- ・歳入総額 2,237億 974万4,300円（予算現額に対する執行率 95.8%）
- ・歳出総額 2,212億 6,954万4,680円（予算現額に対する執行率 94.7%）
- ・歳入歳出差引額 24億 4,019万9,620円

となっており、全会計における歳入歳出差引（形式収支）は黒字となっている。

平成29年度における一般会計及び特別会計別の決算状況は、次表のとおりである。

一般会計及び特別会計における決算状況

（単位：円）

区 分		一般会計	特別会計	合 計
予算現額 A		125,335,467,554	108,284,459,600	233,619,927,154
歳入	決算額 B	120,634,017,541	103,075,726,759	223,709,744,300
	執行率 B / A	96.2%	95.2%	95.8%
歳出	決算額 C	118,126,040,929	103,143,503,751	221,269,544,680
	執行率 C / A	94.2%	95.3%	94.7%
歳入歳出差引額 （形式収支） B - C		2,507,976,612	67,776,992	2,440,199,620

なお、会計別の歳入・歳出決算状況の詳細は、別表1及び別表2（P164～167）のとおりである。

(2) 決算収支状況

一般会計及び特別会計の決算収支の状況は、次表のとおりである。(別表3：P168～169を参照)

一般会計及び特別会計における決算収支の状況

(単位：円)

区 分	平成29年度			平成28年度
	一般会計	特別会計	合 計	一般・特別会計合計
歳入総額 A	120,634,017,541	103,075,726,759	223,709,744,300	214,193,966,928
歳出総額 B	118,126,040,929	103,143,503,751	221,269,544,680	213,155,335,133
歳入歳出差引額(形式収支) C = A - B	2,507,976,612	67,776,992	2,440,199,620	1,038,631,795
翌年度へ繰り越すべき財源 D	437,728,790	15,097,372	452,826,162	307,369,273
実質収支 C - D	2,070,247,822	82,874,364	1,987,373,458	731,262,522
単年度収支	139,371,164	1,395,482,100	1,256,110,936	201,421,446

注 単年度収支 = 当年度実質収支 - 前年度実質収支

当年度の全会計における歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引額(形式収支)は24億4,019万9,620円の黒字で、翌年度へ繰り越すべき財源が4億5,282万6,162円であるため、実質収支は19億8,737万3,458円の黒字となっているが、港湾特別会計及び臨海土地造成事業特別会計においては実質収支が赤字となっており、翌年度歳入の繰上充用で補填している。

なお、当年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は12億5,611万936円の黒字となっている。

(3) 普通会計における財政状況

ア 普通会計

普通会計とは、個々の地方公共団体の間で一般会計が包含する事務事業に違いがあるため、地方公共団体の財政を相互に比較したり、統一した基準で合算したりする場合に不都合があることから考え出された地方財政統計上統一的に用いられる会計区分である。

財政の健全性維持のためには、自己の財政力を把握することが肝要であり、決算状況を通じて、自らの財政状況を分析するとともに他の類似団体と比較し、これらを明確に把握することが、今後の財政運営にとって必要であるとともに、決算審査の前提とも考えられるところである。このことから、本市の決算状況について、他の類似団体との比較が可能となる普通会計について考察する。

普通会計は、一般会計と公営事業会計以外の特別会計を合算し、それぞれの会計間で相互重複するものを控除したものであり、平成29年度の下関市においては、一般会計並びに港湾、土地取得、母子父子寡婦福祉資金貸付事業、後期高齢者医療、市立市民病院債管理及び公債管理の各特別会計の一部又は全部により普通会計を構成している。

普通会計の構成内訳は、次表のとおりである。

普通会計の構成内訳

(単位：千円)

区 分	歳 入		歳 出	
	決算額	構成比 (%)	決算額	構成比 (%)
一般会計	120,599,307	94.5	115,368,967	92.3
港湾特別会計	2,719,462	2.1	5,110,709	4.1
土地取得特別会計	2,526,115	2.0	2,782,072	2.2
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	77,029	0.1	57,139	0.0
後期高齢者医療特別会計	8,826	0.0	8,826	0.0
市立市民病院債管理特別会計	1,695,259	1.3	1,695,259	1.4
合 計	127,625,998	100.0	125,022,972	100.0

注 公債管理特別会計は、歳入歳出金額が全て他会計と重複するため、表には記載しない。

イ 類団指標

類団指標は、毎年総務省が作成する「類似団体別市町村財政指数表」の数値を用いるべきであるが、本市の類似団体の類型である中核市は人口・財政規模が非常に幅広いため、

今回は平成29年3月31日現在中核市である48団体のうち、人口が40万人未満（平成27年国勢調査）である以下の26団体の単純平均（平成28年度決算数値）を指標（以下「類団指標」という。）とした。

・類団指標として用いる中核市（26団体）

下関市・函館市・旭川市・青森市・八戸市・盛岡市・秋田市・郡山市・いわき市・前橋市・高崎市・川崎市・越谷市・長野市・豊橋市・岡崎市・大津市・豊中市・高槻市・奈良市・和歌山市・呉市・高知市・久留米市・佐世保市・那覇市

ウ 普通会計決算収支状況

普通会計の決算収支の状況は、次表のとおりである。

普通会計における決算収支の状況

（単位：千円）

区 分	平成29年度	平成28年度	類団指標 (平成28年度)
歳入総額 A	127,625,998	120,972,671	133,331,070
歳出総額 B	125,022,972	118,454,881	130,231,554
歳入歳出差引額（形式収支） C = A - B	2,603,026	2,517,790	3,099,516
翌年度へ繰り越すべき財源 D	459,905	345,759	997,936
実質収支 E = C - D	2,143,121	2,172,031	2,101,580
単年度収支 F	28,910	658,720	628,715
積立金 G	1,422,221	1,133,798	1,210,585
繰上償還金 H		2,000	121,435
積立金取崩し額 I	1,800,000	2,500,000	1,908,931
実質単年度収支 F + G + H - I	406,689	2,022,922	1,205,626

注1 単年度収支 = 当年度実質収支 - 前年度実質収支

2 積立金及び積立金取崩し額は、財政調整基金の額のみ計上

当年度の普通会計における歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引額（形式収支）は26億302万6千円の黒字で、翌年度へ繰り越すべき財源が4億5,990万5千円であるため、実質収支は21億4,312万1千円となっており、前年度実質収支を差し引いた単年度収支は2,891万円の赤字となっている。

また、実質単年度収支は 4 億 668 万 9 千円の赤字となっている。

## エ 歳入の構成

### ・自主財源と依存財源

市町村の財源には、自らの権限で収入し得る財源と、国及び都道府県を経由する財源で市町村の裁量が制限されているものがある。前者を自主財源と呼び、後者を依存財源という。

自主財源と依存財源の内訳は、次表のとおりである。(別表 5 : P 172 ~ 173 を参照)

自主財源と依存財源の内訳

(単位：千円)

区 分	平成 2 9 年度		平成 2 8 年度		比較増減 A-B	前年度 対比 A/B(%)	類団指標(平成 2 8 年度)		
	決算額 A	構成比 (%)	決算額 B	構成比 (%)			決算額	構成比 (%)	
自 主 財 源	地 方 税	33,211,473	26.0	33,439,177	27.6	227,704	99.3	47,482,267	35.6
	使用料及び手数料	4,042,655	3.2	4,074,311	3.4	31,656	99.2	2,838,875	2.1
	繰 入 金	5,388,763	4.2	3,864,589	3.2	1,524,174	139.4	3,792,530	2.8
	繰 越 金	2,517,790	2.0	3,047,824	2.5	530,034	82.6	3,275,090	2.5
	諸 収 入	6,008,339	4.7	4,374,311	3.6	1,634,028	137.4	5,309,549	4.0
	そ の 他	1,844,074	1.4	1,528,389	1.3	315,685	120.7	2,135,879	1.6
	小 計	53,013,094	41.5	50,328,601	41.6	2,684,493	105.3	64,834,190	48.6
依 存 財 源	地 方 譲 与 税	773,701	0.6	775,565	0.6	1,864	99.8	964,434	0.7
	交 付 金	5,601,928	4.4	5,234,296	4.3	367,632	107.0	6,443,493	4.8
	地 方 交 付 税	26,655,009	20.9	26,814,829	22.2	159,820	99.4	16,114,004	12.1
	国 庫 支 出 金	17,846,502	14.0	18,640,828	15.4	794,326	95.7	23,676,253	17.8
	都 道 府 県 支 出 金	8,110,438	6.4	7,874,963	6.5	235,475	103.0	10,356,617	7.8
	地 方 債	15,625,326	12.2	11,303,589	9.3	4,321,737	138.2	10,942,079	8.2
	小 計	74,612,904	58.5	70,644,070	58.4	3,968,834	105.6	68,496,880	51.4
歳 入 合 計	127,625,998	100.0	120,972,671	100.0	6,653,327	105.5	133,331,070	100.0	

注 1 自主財源のその他は、分担金及び負担金、財産収入、寄附金である。

注 2 依存財源の交付金は、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、利子割交付金などである。

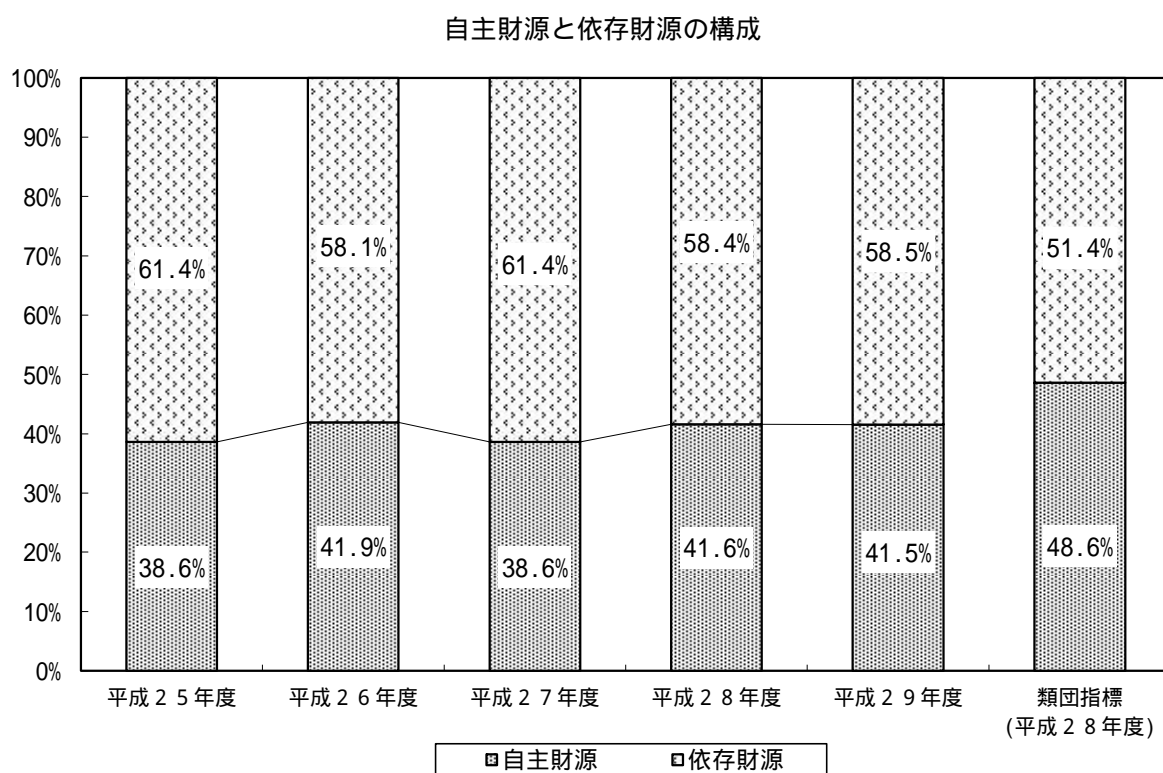
当年度の自主財源額は 530 億 1,309 万 4 千円で、前年度と比較し 26 億 8,449 万 3 千円増加している。

当年度の依存財源額は 746 億 1,290 万 4 千円で、前年度と比較し 39 億 6,883 万 4 千円増加している。

自主財源額の増加は主に、諸収入が 16 億 3,402 万 8 千円増加したことによるものである。

依存財源額の増加は主に、地方債が 43 億 2,173 万 7 千円増加したことによるものである。

過去 5 か年度における自主財源と依存財源の構成は、次のグラフのとおりである。



・ 一般財源等と特定財源

一般財源とは、収入した時点でその用途が特定されず、地方公共団体の裁量によって使用できる財源をいい、地方税や地方譲与税、地方消費税交付金等の各種交付金、地方交付税等がこれに当たる。

特定財源とは、収入の段階で用途が特定されている財源で、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、都道府県支出金、地方債等がある。

一般財源等とは、決算統計上の概念で、一般財源のほか、目的が特定されていない寄

附金等、一般財源と同様に財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用できる財源を合わせたものをいう。

一般財源等と特定財源の内訳は、次表のとおりである。(別表6：P174～175を参照)

一般財源等と特定財源の内訳

(単位：千円)

区 分	平成29年度		平成28年度		比較増減 A-B	前年度 対比 A/B(%)	類団指標 (平成28年度)	
	決算額 A	構成比 (%)	決算額 B	構成比 (%)			決算額	構成比 (%)
一般財源等	81,989,228	64.2	78,662,764	65.0	3,326,464	104.2	82,067,283	61.6
特定財源	45,636,770	35.8	42,309,907	35.0	3,326,863	107.9	51,263,787	38.4
歳入合計	127,625,998	100.0	120,972,671	100.0	6,653,327	105.5	133,331,070	100.0

当年度の歳入総額に対する一般財源等の構成比は64.2%で、前年度と比較し0.8ポイント低くなっている。決算額を前年度と比較すると、一般財源等が4.2%、特定財源が7.9%それぞれ増加している。

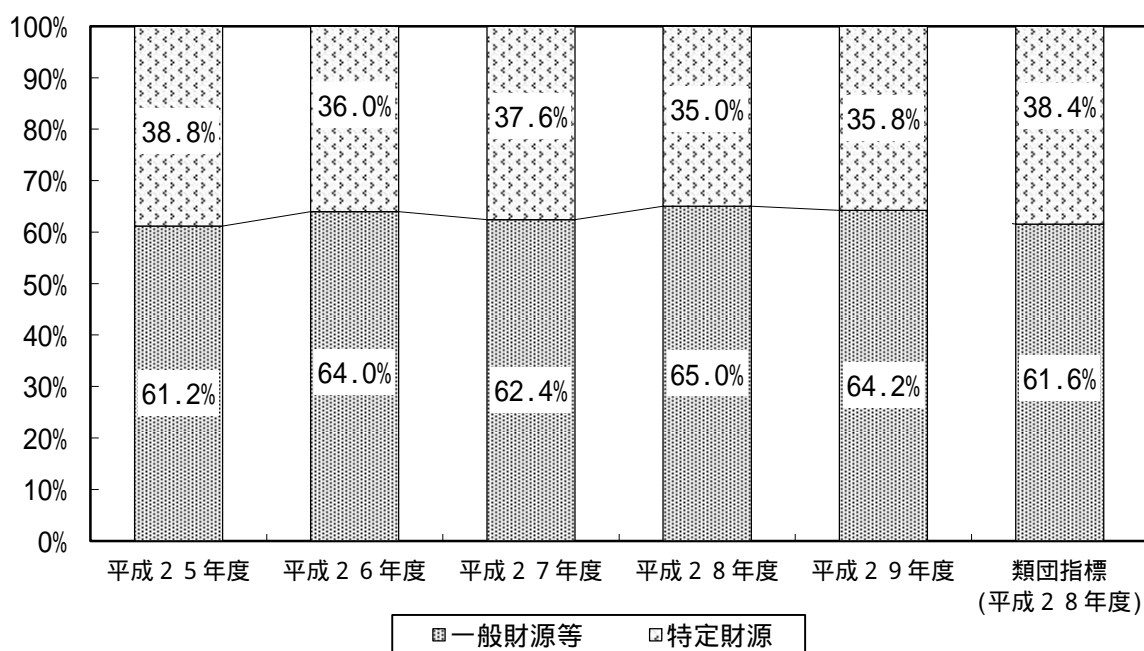
一般財源等の増加額は33億2,646万4千円で、これは主に、繰入金が16億7,705万6千円、諸収入が18億5,504万7千円それぞれ増加したことによるものである。

特定財源の増加額は33億2,686万3千円で、これは主に、地方債が40億2,590万円増加したことによるものである。

過去5か年度における一般財源等と特定財源の構成は、次のグラフのとおりである。



一般財源等と特定財源の構成



#### オ 歳出の構成

普通会計における地方公共団体の経費を、その経済的性質に着目して分類することを性質的分類といい、義務的経費、投資的経費及びその他の経費に大別される。

義務的経費とは、支出が義務的で任意に削減できない極めて硬直性が強い経費をいい、歳出のうち、人件費、扶助費及び公債費がこれに当たる。義務的経費の歳出に占める割合が低いほど財政構造に弾力性があり、比率が高くなると財政構造の硬直度高まるとされている。

投資的経費とは、その支出の効果が資本形成に向けられ、施設等財産として将来に残るものに対して支出される経費のことをいい、普通建設事業費、災害復旧事業費から構成される。

その他の経費とは、義務的経費、投資的経費以外の経費で、物件費、維持補修費、補助費等、繰出金、積立金、投資及び出資金・貸付金がこれに当たる。

歳出の性質別決算額の内訳は、次表のとおりである。(別表9：P180～181を参照)

歳出の性質別決算額の内訳

(単位：千円)

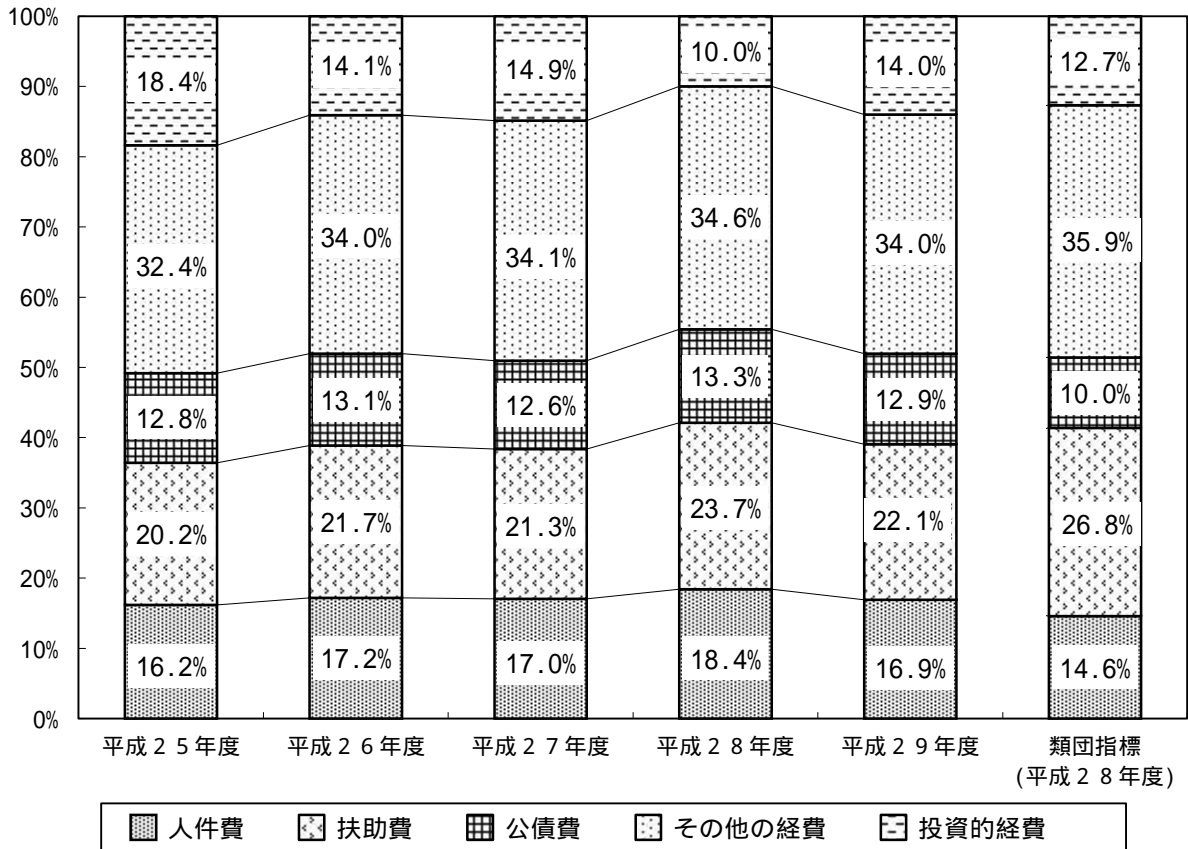
区 分	平成 2 9 年度		平成 2 8 年度		類団指標 (平成 2 8 年度)		
	決算額	構成比 (%)	決算額	構成比 (%)	決算額	構成比 (%)	
義務的経費	人件費	21,136,573	16.9	21,788,900	18.4	19,026,578	14.6
	扶助費	27,662,320	22.1	28,078,445	23.7	34,847,553	26.8
	公債費	16,183,579	12.9	15,785,255	13.3	13,064,398	10.0
	小計	64,982,472	52.0	65,652,600	55.4	66,938,529	51.4
その他の経費	物件費	14,513,425	11.6	14,131,926	11.9	17,070,425	13.1
	維持補修費	1,278,469	1.0	1,369,341	1.2	1,597,461	1.2
	補助費等	8,091,334	6.5	8,679,722	7.3	10,072,663	7.7
	繰出金	13,088,807	10.5	13,003,438	11.0	12,161,942	9.3
	積立金	2,289,743	1.8	1,262,551	1.1	2,234,195	1.7
	投資及び出資金・貸付金	3,276,284	2.6	2,506,138	2.1	3,661,628	2.8
	小計	42,538,062	34.0	40,953,116	34.6	46,798,314	35.9
投資的経費	普通建設事業費	17,395,543	13.9	11,566,842	9.8	15,668,468	12.0
	災害復旧事業費	106,895	0.1	282,323	0.2	826,243	0.6
	小計	17,502,438	14.0	11,849,165	10.0	16,494,711	12.7
歳出合計	125,022,972	100.0	118,454,881	100.0	130,231,554	100.0	

当年度の義務的経費の構成比は 52.0%で、前年度と比較し 3.4 ポイント低くなっているが、これは主に、扶助費の構成比が 1.6 ポイント、人件費の構成比が 1.5 ポイントそれぞれ低くなったことによるものである。

また、当年度の投資的経費の構成比は 14.0%で、前年度と比較し 4.0 ポイント高くなっているが、これは主に、普通建設事業費の構成比が前年度に比べ 4.1 ポイント高くなったことによるものである。

過去 5 か年度における歳出の性質別決算額の構成は、次のグラフのとおりである。

歳出の性質別決算額の構成



カ 財政分析指標

過去5か年度における普通会計の財政分析指標は、次表のとおりである。

財政分析指標

(単位：千円)

区分	平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度	類団指標 (平成28年度)
基準財政収入額	28,985,133	29,372,028	29,013,520	28,072,344	27,745,220	40,125,358
基準財政需要額	53,077,394	53,252,234	52,845,759	51,910,086	51,498,490	53,871,553
標準財政規模	66,481,626	66,743,226	67,905,571	68,218,642	68,565,286	70,384,928
財政力指数(3ヵ年平均)	0.55	0.55	0.54	0.54	0.53	0.74
経常収支比率	97.6%	98.7%	95.2%	96.2%	94.7%	93.0%
実質収支比率	3.2%	3.3%	4.2%	4.0%	4.9%	3.1%
公債費負担比率	18.9%	19.2%	19.0%	19.2%	19.6%	15.4%

・基準財政収入額

基準財政収入額とは、普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法

によって算定する理論的数値である。

当年度の基準財政収入額は 289 億 8,513 万 3 千円である。

#### ・基準財政需要額

基準財政需要額とは、普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を算定する理論的数値である。

当年度の基準財政需要額は 530 億 7,739 万 4 千円である。

#### ・標準財政規模

標準財政規模とは、各地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すものであり、標準税収入額等、普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額の総和である。

当年度の標準財政規模は 664 億 8,162 万 6 千円である。

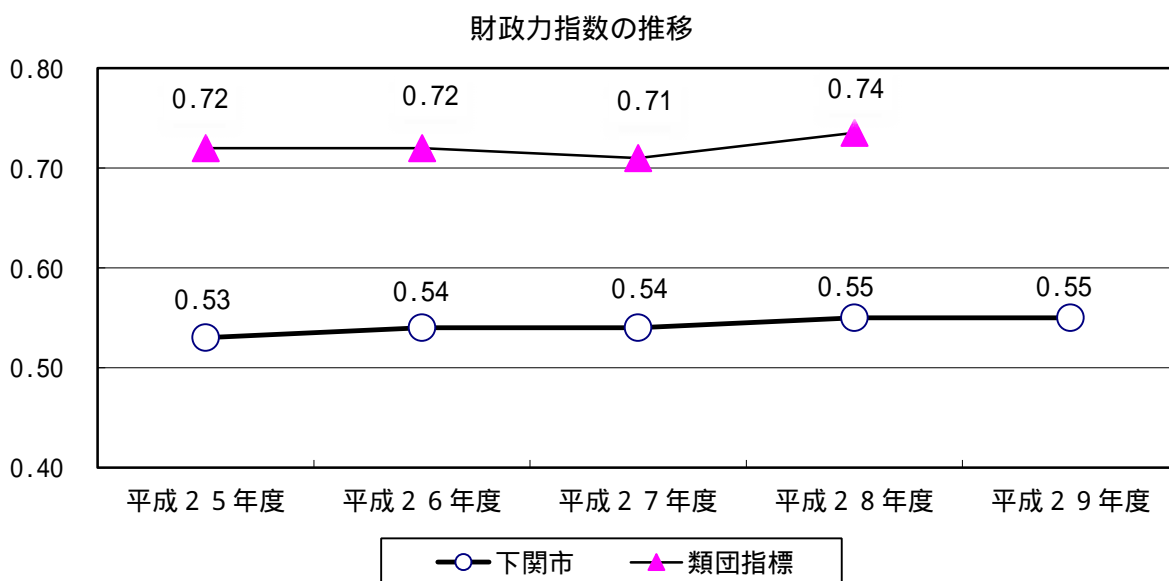
#### ・財政力指数

財政力指数とは、地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去 3 年間の平均値である。

財政力指数が高いほど、自主財源の割合が高く財政力が強い団体であるといえる。指数が 1 を超えれば、財源に余裕があるとされている。

当年度の財政力指数は、前年度と同じ 0.55 となっている。

過去 5 か年度における財政力指数の推移は、次のグラフのとおりである。



## ・ 経常収支比率

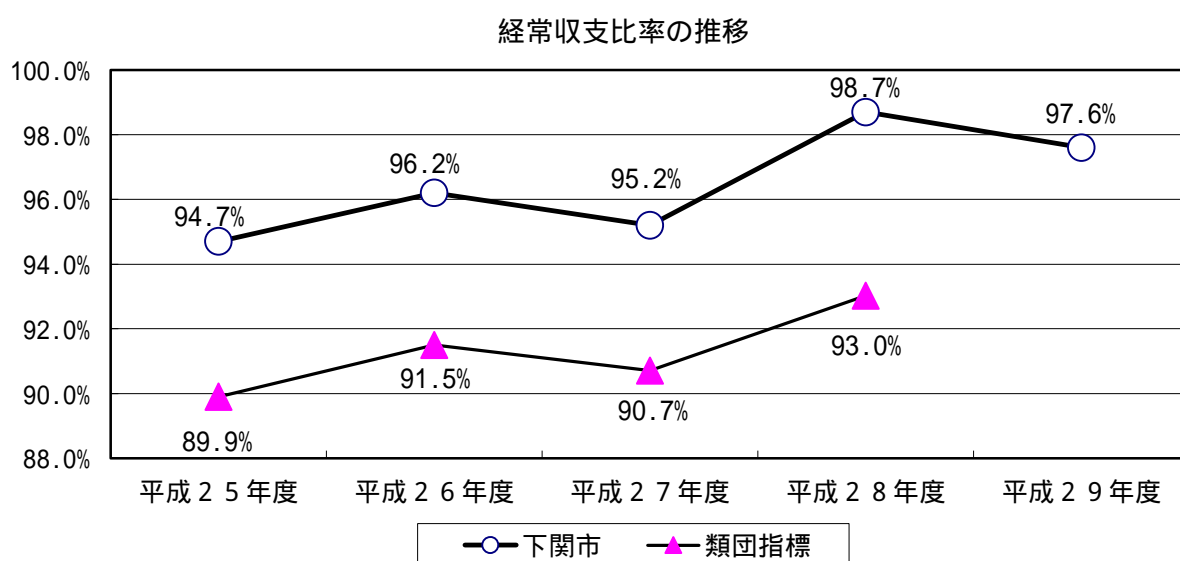
経常収支比率とは、地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標である。この指標は、人件費・扶助費・公債費等の毎年度経常的に支出される経費に、地方税・普通交付税等の毎年度経常的に収入される一般財源等がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表し、次の数式によって算出される。

$$\text{経常収支比率} = \text{経常経費充当一般財源等} / (\text{経常一般財源等総額} + \text{臨時財政対策債}) \times 100$$

当年度の経常収支比率は 97.6% で、前年度と比較し 1.1 ポイント低くなっている。

これは、人件費等の支出減により、分子の経常経費充当一般財源等が減少したことや、交付金等の収入増により、分母の経常一般財源等総額が増加したことから、当該比率が低くなったものである。

過去 5 か年度における経常収支比率の推移は、次のグラフのとおりである。



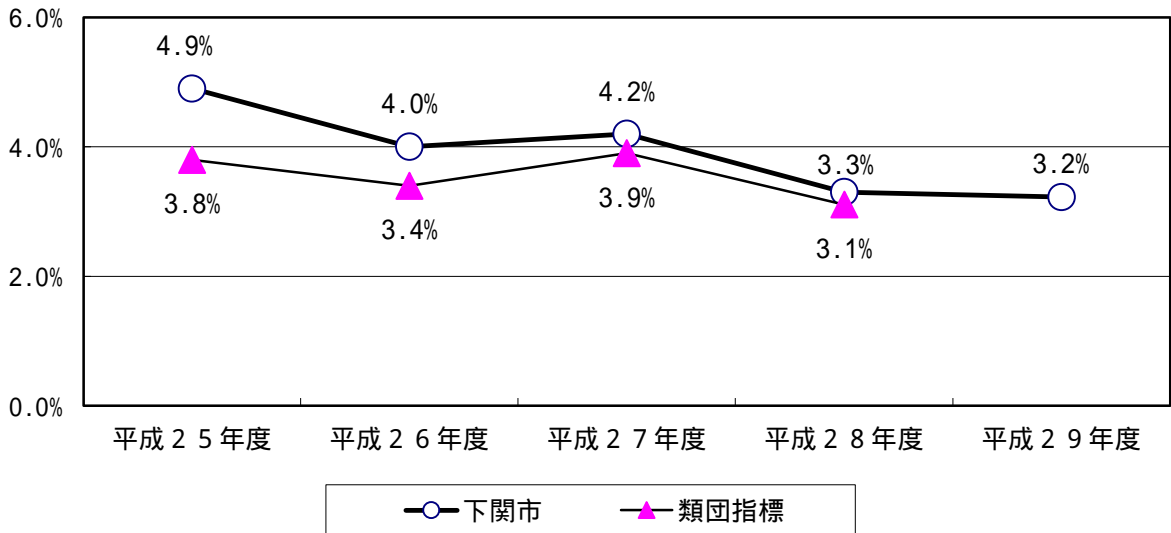
## ・ 実質収支比率

実質収支比率とは、実質収支の標準財政規模に対する割合である。実質収支比率が正数の場合は実質収支が黒字であり、負数の場合は赤字団体であることを示す。

当年度の実質収支比率は 3.2% で、前年度と比較し 0.1 ポイント低くなっている。

過去 5 か年度における実質収支比率の推移は、次のグラフのとおりである。

実質収支比率の推移



・ 公債費負担比率

公債費負担比率とは、地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標の一つで、公債費に充当された一般財源等が、一般財源等総額に対してどの程度の割合を示しているかを表す比率である。

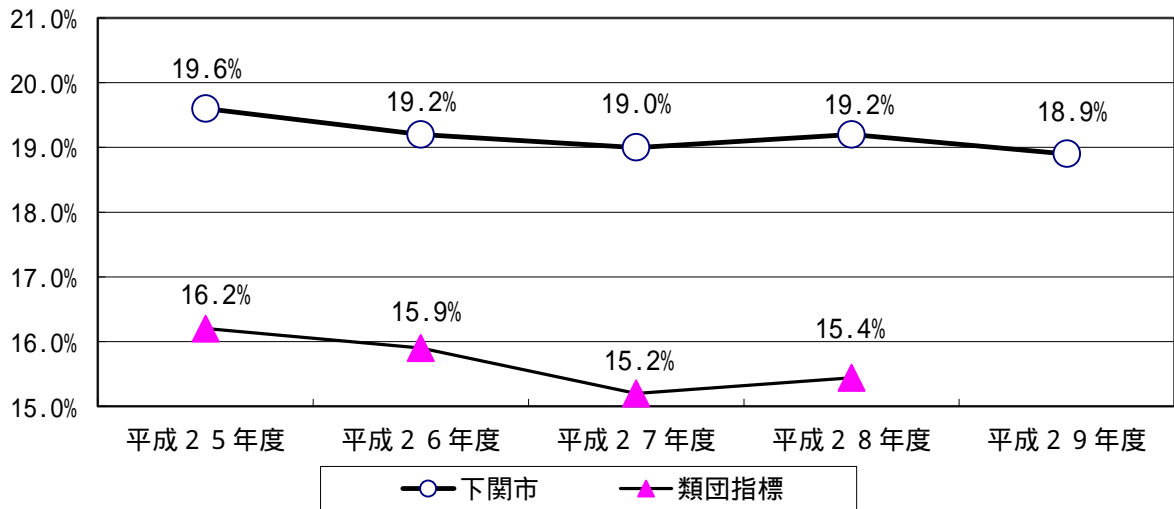
公債費負担比率が高いほど、財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

当年度の公債費負担比率は 18.9%で、前年度と比較し 0.3 ポイント低くなっている。

これは、臨時財政対策債等の元利償還額の増加により、分母である一般財源等総額の増加率が、分子である公債費に充当した一般財源等の増加率を上回ったことから、当該比率が低くなったものである。

過去 5 か年度における公債費負担比率の推移は、次のグラフのとおりである。

公債費負担比率の推移



キ 地方債現在高と債務負担行為額の状況

普通会計における地方債現在高と債務負担行為額の状況は、次表のとおりである。

地方債現在高と債務負担行為額の状況

(単位：千円)

区 分	平成 29 年度	平成 28 年度	比較増減	類団指標 (平成 28 年度)
地方債現在高	155,319,477	154,799,811	519,666	128,617,775
債務負担行為額	16,187,580	22,559,103	6,371,523	21,327,634

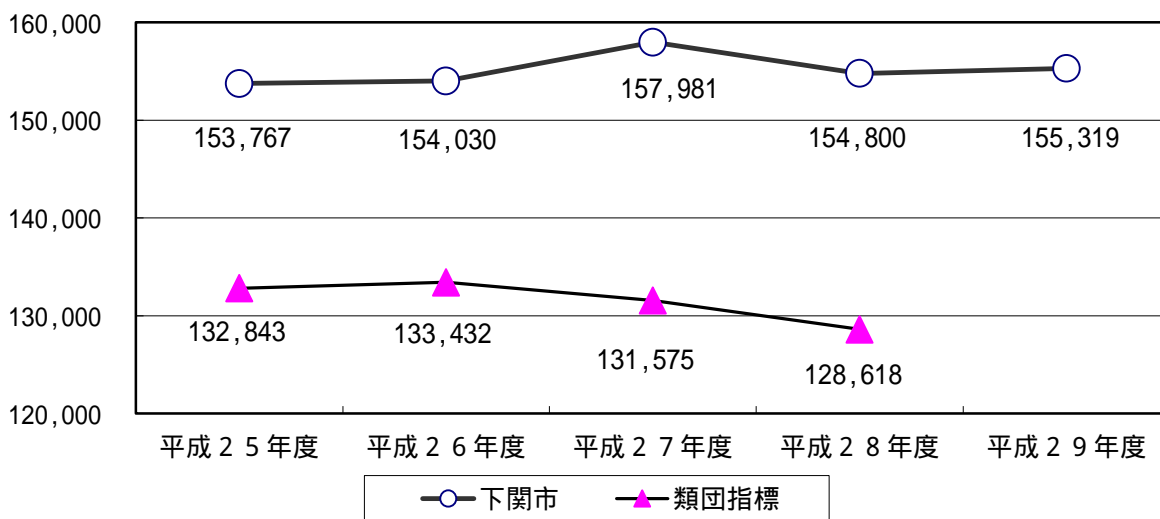
・ 地方債現在高

当年度の地方債現在高は 1,553 億 1,947 万 7 千円で、前年度と比較し 5 億 1,966 万 6 千円増加している。

過去 5 か年度における地方債現在高の推移は、次のグラフのとおりである。

(単位：百万円)

地方債現在高の推移



・債務負担行為額

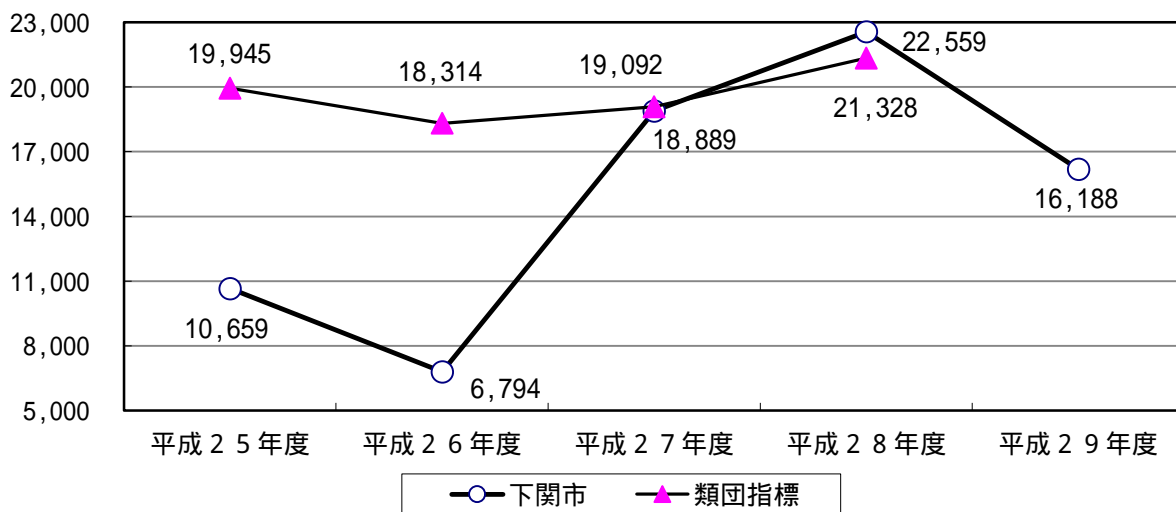
当年度末における、翌年度以降に支払うべき義務を負う債務負担行為額は161億8,758万円で、前年度と比較し63億7,152万3千円減少している。

これは主に、本庁舎本館耐震補強及び改修整備事業に係る債務負担行為を見直したことにより、翌年度以降に支払うべき義務を負う債務負担行為額が減少したことによるものである。

過去5か年度における債務負担行為額の推移は、次のグラフのとおりである。

(単位：百万円)

債務負担行為額の推移





## ク 積立基金の状況

普通会計における積立基金の状況は、次表のとおりである。

### 積立基金の状況

(単位：千円)

区 分		平成 2 9 年度	平成 2 8 年度	比較増減	類団指標 (平成 2 8 年度)
積立基金現在高		16,169,904	16,810,841	640,937	19,371,645
内 訳	財政調整基金	8,503,500	8,878,894	375,394	7,651,436
	減債基金	5,813	195,465	189,652	1,784,943
	その他特定目的基金	7,660,591	7,736,482	75,891	9,935,266

#### ・ 財政調整基金

財政調整基金とは、年度間の財源の不均衡を調整するという役割をもっており、経済の不況等による大幅な税収の落ち込みによる一時的な財源不足の穴埋めや、災害や緊急に実施すべき大規模建設事業等の発生による財源不足額の補填に備えるための資金を積み立てる目的で設置される基金である。

#### ・ 減債基金

減債基金とは、公債費は収入の減少等に関係なく支出しなければならない義務的経費であることから、この償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設置される基金である。

#### ・ その他特定目的基金

その他特定目的基金とは、財政調整基金、減債基金以外の基金で、特定の目的のために資金を積み立てる目的で設置される基金である。

当年度の積立基金の現在高は 161 億 6,990 万 4 千円で、前年度と比較し 6 億 4,093 万 7 千円減少している。

減少の要因は主に、財政調整基金が 3 億 7,539 万 4 千円減少したことによるものである。

過去 5 か年度における積立基金現在高の推移は、次のグラフのとおりである。

積立基金現在高の推移

(単位：百万円)

